

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」（平成19年3月15日市長決裁）に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の定員は、原則6人とする。

（傍聴の手続等）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付に川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会傍聴申請書（様式第1号）を提出し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付の開始時間は、会議の開会30分前からとし、傍聴の受付場所は、受付設置の場所とする。

3 会議の開会10分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

4 会議の開会10分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超えない場合は、定員に達するまで受付順に傍聴券を交付するものとする。

（傍聴券の提示）

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第5条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付に返還しなければならない。

（議席への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議席に入ることはできない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）会長が会議の妨害となると認める器物を携帯している者
- （2）会長が酒気を帯びていると認める者

(3) 前各号のほか、会長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」(平成19年3月15日市長決裁)に定めがあるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子の類を着用しないこと。
- (2) 会議中いたずらに傍聴席を離れないこと。

(違反等に対する措置)

第9条 会長が傍聴禁止を宣言し、又は退室を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

様式第1号

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会傍聴申請書

年 月 日

(あて先)川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会会長

氏 名 _____

私は、 年 月 日開催の川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会を傍聴したいので申請いたします。

様式第2号

傍 聴 券

年 月 日限り

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会会長